

# 「ふちよう温室効果ガス削減アクションプラン」の概要

## ～大阪府地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～

府庁の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの削減に向けた取組方針を「ふちよう温室効果ガス削減アクションプラン～大阪府地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～」として策定し、低炭素・省エネルギー社会の構築に貢献していきます！

### 1 プランの位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第1項に基づき策定。

### 2 適用範囲

大阪府（知事部局、議会事務局、教育委員会、監査委員事務局、人事委員会、労働委員会、府警本部）の行う全ての事務及び事業とする。

### 3 主な内容

#### （1）プランの期間

平成27年度から平成32年度まで（6年間）

#### （2）プランの目標

平成32年度に、基準年度（平成26年度）比で6%以上削減する。

⇒下水道事業以外の事業は排出量ベース、下水道事業は原単位ベースで設定。

- ① 府温暖化防止条例に定める特定事業者の削減目標である「3年間で3%以上」に準拠。
- ② 計画期間中は、基準年度の排出係数に固定。

#### （3）主な対策

- 昼休みの消灯、執務室の適温設定等執務室でのソフト面の省エネを継続的に実施する。
- 庁舎等の施設及び設備に関する取組
  - ・計画・設計の段階から施工、管理、修理、解体の各段階において環境配慮を徹底
- 府庁の全ての事務及び事業における環境配慮
  - ・イベントや物品の調達等に環境配慮の視点をもって取組む

### 4 推進体制及び公表

- 推進体制は、府庁の環境マネジメントシステムの体制を活用。環境管理責任者はプラン全体の進行管理を行い、各部局では庁内環境総括責任者、各所属では環境推進員が取組みを推進
- 削減目標の進捗状況は、府環境白書及び府ホームページにより毎年公表する。